

規 則

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十七号

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ハ(カ)中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。